

写

答 申 書

長岡京市特別職員報酬等審議会

はじめに

地方自治体を取り巻く状況が、地方分権の推進、少子高齢社会への移行、高度情報化社会の進展、環境問題の深刻化等大きく変化している中で、新たな視点と創意工夫を凝らしたまちづくりへの取り組みが求められている。

長岡京市においても、平成 18 年度から「第三次総合計画・第 2 期基本計画」がスタートし、市民との情報の共有化および協働と参画によるまちづくりを基本に、『住みつづきたい みどりと歴史のまち 長岡京』の実現に向けて、市民福祉の向上に鋭意、取り組まれているところであり、本市行政運営にかかる市長、副市長、教育長及び水道事業管理者並びに議決機関として市民意思を代表する市議会議員の職務は、ますます重要度が高まり、併せてその責任も大きくなっている。

こうした状況を踏まえて、本審議会では、市議会議員の報酬並びに市長等の給料額及び退職手当額の決定にあたり、報酬等の根拠となるべき議員の活動状況及び市長等の職務などについて検討するとともに、一般職の給与改定状況、近隣の他団体における議員や市長等の報酬等の実態、財政状況などの様々な諸状況について厳正かつ慎重に調査・研究を行った結果、下記のような結論を得たので答申する。

記

1 改定理由

- (1) 平成 10 年以降、日本はデフレ状態に陥り、国内の雇用情勢が厳しさを増すとともに、先行きに不透明感が漂う不安定な経済状況の中、多くの自治体において、市議会議員の報酬並びに市長等の給料額の改定が見送られてきた。本審議会は、平成 10 年に「特別職員報酬等について」の諮問を受けたが、市議会議員の報酬並びに市長等の給料額等について、これまで改定を行うまでの積極的な事由を見出せなかったことから答申を出さず、毎年 of 審議内容を意見書としてまとめ、随時、報告を行ってきたところである。しかしながら、本年は昨今の人

事院勧告における給与改定の状況や他団体の動向等を総合的に判断して、「特別職員報酬等について」の答申を行うこととする。

- (2)一般職の給与は、バブル経済崩壊後の我が国経済の低迷期を反映し、平成 14 年度勧告は改定率がマイナス 2.03%という史上初のマイナス改定が実施された。さらに平成 18 年度には、給与構造改革の下、民間給与水準をより適正に職員給与へ反映させるために、給与水準が平均 4.8%の引き下げとなる新給料表が導入され、その結果、前回の平成 8 年度に答申を行った以降の一般職の給与水準は、5.65%の引き下げとなった。また、本年度の人勧は、年収ベースで 9 年ぶりの増加となったが、国の特別職については、この適用が見送られたところである。

こうした状況の中、本市特別職等の給料月額は、平成 9 年 1 月に改定されて以来、10 年間据え置かれたままであるが、一般職の給与改定状況や、近隣団体の市長等の給料の改定状況を踏まえて審議された本審議会の意見書を考慮し、平成 15 年度から市長等の給料を一律に 3%カットし、平成 18 年度からは更にそのカット幅を 6%に拡大して現在に至っている。

人口規模等の類似都市における市長等給料の改定状況及びその動向を見てみると、京都府内では本市と同様に、一般職の給与改定状況並びに社会経済や財政状況等を考慮して、臨時的に引き下げを実施しているところがあるものの、平成 9 年度以降では府内 11 市のうち、平成 18 年度までに 7 市が条例本則で特別職給料の引き下げを実施している。

こうした近隣の団体の状況や、一般職の給与水準とのバランスを勘案し、平成 20 年度は、これまでの臨時的な引き下げ措置を継続するのではなく、条例本則を改正して特別職の給料月額を経常的に引き下げるべきであると判断した。

なお、その改定幅については、府内の他団体の状況や一般職の給与改定状況に鑑み、現行の臨時措置の引き下げ率 6%を、条例本則の改定率とすることが妥当であると考えます。

(3) 市議会議員の報酬については、社会経済情勢が大きく変わる中で、複雑化、多様化、高度化する市民の様々なニーズを取り上げ、また調整し、それらを的確に市政に反映させるという議員の果たす役割は一層重要となっており、市民の議員に対する期待も大きくなっている。

その結果、議員の活動分野はより広範囲にわたり、議会の会期中だけではなく、日常的にも複雑化、専門化した職務の遂行と、まちづくりのための情報収集や調査研究、また市民や関係機関との連絡調整など、議員としての重要な職責を全うするために常勤化・専門化が進んでいる。また地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定、自己責任が高まる中で、議会の担う役割や責任がますます重くなっていることは十分に認識するものである。

議員報酬は、平成 10 年 4 月以降改定が行われていない中で、本審議会において、昨年 2 月 16 日に「見直しの方向で検討を行うべき時期であり」、「引続き適正な議員報酬のあり方について議論し、結論をまとめていきたい」との意見書を提出し、今年度も継続して議員報酬の見直しについて審議を行った。府内の状況を見てみると、平成 10 年以降に議員報酬を改定した団体は、府内 11 市のうち 4 市(福知山市、宇治市、亀岡市、城陽市)であり、このうち人口規模において長岡京市と類似の城陽市においては、ほぼ長岡京市の水準に合わせて引き下げ(議員・月額 47 万円→44.5 万円)を行った。また、綾部市と宮津市の 2 市については、当該団体の極めて厳しい財政状況に配慮して、臨時的な引き下げを実施している状況であり、その他の 5 団体については、平成 10 年以降に議員報酬の改定を実施していない。

平成 10 年以降の、このような動向により、現在の府内における人口規模(7~8 万人)での類似団体(福知山市、城陽市、八幡市)と比較をすると、北部に属する福知山市を除き、城陽市においては、ほぼ同額(城陽市 44.5 万円、長岡京市 45 万円)、八幡市においては長岡京市を上回る額(八幡市 47 万円)となっており、長岡京市の議員報酬額は、必ずしも高い水準にあるとは判断できない。

また、議長、副議長、議員の報酬額はフラット化されていて、その差は府内で最小差(7 万円、最大差 13 万円)であるため、議長、副議長の

役職の報酬見直しの理由を見出すことは困難である。更に、一般職の給与についても、平成 19 年度の人事院勧告に基づいて、9 年ぶりに引き上げが実施され、社会的な賃金水準が上向き基調になっている。

以上のとおり、議員報酬の見直しについて検討を行った結果、現行の長岡京市議会議員の報酬水準は、必ずしも高すぎる水準にあるとはいえないが、この 10 年間の厳しい社会経済状況により、所得の低下を余儀なくされた市民の感情に配慮し、何らかの対応を講ずる必要があると考える。

- (4) また併せて、市長等の退職手当については、昭和 59 年度から据え置かれている支給割合を中心に審議した。府内の近隣団体の状況、及び府内の多くの団体が加入している京都府退職手当組合の状況、本市の財政状況、また平成 18 年度の臨時的措置ではあるが、自主的に市長が 50%、副市長が 30%、水道事業管理者・教育長が 20%の退職手当減額措置を行ったことを考慮し、現時点での改定は必要がないと判断した。

2 改 定 額

以上の考察に基づき算定した特別職等の月額給料の改定額は、次の表に示すとおりである。

	答申額	現行額	引下額	引下率
市 長	930,000 円	990,000 円	60,000 円	6.0%
副 市 長	770,000 円	820,000 円	50,000 円	6.0%
水道事業管理者	686,000 円	730,000 円	44,000 円	6.0%
教 育 長	686,000 円	730,000 円	44,000 円	6.0%

3 改定の時期

平成 20 年 4 月 1 日から実施することが望ましい。

4 附 帯 意 見

- ① 議員報酬については、平成 10 年度以降、具体的な見直しが行われてこなかったという事実と、その間の社会経済情勢や特別職等の報酬等及び一般職の給与改定の経過を踏まえるならば、議員報酬においても時々の状況変化を敏速かつ的確に反映して点検見直しが図られるべきことが強く求められるものである。

この点については、この間平成 16 年 2 月 19 日、平成 17 年 2 月 8 日及び平成 18 年 2 月 15 日の本審議会から提出した意見書においても指摘してきたところであり、これを受けた対応がなされなかったことは遺憾であることを素直に申し述べるとともに、今後はこのことを十分に踏まえて対応されたい。

- ② 市議会議員には、報酬以外に、費用弁償、政務調査費が支給されているところであるが、報酬改定の検討を行う際には、定例会や委員会に出席する際に支給される費用弁償も合わせて総合的に検討すべきであると考えます。定例会や委員会に出席する際に支給される費用弁償は、他団体で存廃など具体的な見直しの動きが特に顕著に見られるので、現時点における状況を敏速かつ的確に反映させる観点から、その見直しについて検討されることを求める。